**労働条件通知書兼雇用契約書兼誓約書**

会社名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　御中

代表者代表取締役　　　　　　　　　　　（甲）　　　　㊞

本書は民法６２３条（雇用）概念の下、労働基準法第１５条ないし労働契約法に則り、雇用主（以下「甲」）及び被用者（以下「乙」）間での雇用契約を交わすこととする。

なお、甲は労働契約法２条２項を指し、乙は同法２条１項を指す。

1. かかる甲が呈示する労働条件

　　１　雇用開始　令和　 　年　 　月　　 日附

２　雇用期間　定めなし・入社の日から　 　箇月間

３　試用期間　　　 箇月間

４　勤務時間　午前　 　時　 　分から午後　 　時まで（平日のみ）

　　　　　　　午前　 　時　 　分から午後　 　時まで（土日のみ）

　　４　役務報酬　月給　　　　　万円

月額時給　　　　円

　　　　　　　　　役職手当　　　　円

　　　　　　　　　通勤手当　　　万円

　　　　　　　　　住宅手当　　　　円

　　５　締切日　　　 　締め

　　６　支払日　　翌月　　 日払い

　　７　賞与　　　なし・年　 　回

　　８　昇給　　　なし・あり（取締役会議の決議に基づく）

　　９　退職金　　なし・あり（就業規則の準拠する）

　　１０　就業の場所　甲の登記簿謄本上の本店所在地。

　　１１　役務内容　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　。

　　１２　役務時間　　午前　　時　　分から午後　　時　　分（実働８時間）

　　１３　残業　　なし・可能性あり

　　１４　その余の特記事項

　　　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

1. 知的財産権

乙の業務上発生した著作物、発明、ノウハウその余の知的財産に関する著作権（著作権法２７条、同法２８条）その余の知的財産権は、甲に帰属する。

1. 機密保持

乙の業務上知り得た情報を、社外第三者に対し絶対に開示、漏洩しないこと。

1. 業務上の廉潔保持

乙は業務上、役員秘書としてこれを全うし、甲の被用者として、品位を保つ業務の遂行、及び廉潔を保持することを約する。

1. 経歴調査等

乙は、所定のリーガルチェック（経歴調査）をすることにつき、これを承諾する。また、甲が乙の個人情報ないし身元保証人等の追加書面の徴求につき、すみやかにこれを提出するものとする。

1. 協議

本契約の解釈上、甲乙間において疑義が生じた場合、可及的に両当事者間における協議において和平的かつ紳士的に解決するよう努力する。

1. 準拠法

本契約の有効性、解釈、及び履行については日本法に準拠し、日本法に従って解釈され、信義則を遵守し、甲乙は、本雇用契約を締結する。

1. 合意管轄

甲乙は、本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

　甲乙は、本契約の合意内容を十分理解したことを相互に確認し、その成立を証するため、本契約書に乙の署名（所在地・社名・住所・名前）捺印のうえ、甲に提出する。

　また、乙は、身分を証明するため、甲に対し、運転免許証ないしマイナバーカードの写しを提出する。

令和　 　年 　　月　 　日

　　　　　　　　　　乙　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　名前　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　生年月日　昭和・平成　 　年　 　月 　　日生まれ